

平成30年 第3回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年2月8日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年2月8日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第6号議案

「東京グローバル人材育成計画'20 (Tokyo Global STAGE'20)」の策定について

第7号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第8号議案

「学校における働き方改革推進プラン」の策定について

第9号議案から第12号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 東京都公立学校教員勤務実態調査の集計結果について
- (2) 平成30年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (3) 中学校における特別支援教室の導入ガイドラインについて
- (4) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について

| | |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 中 井 敬 三 |
| 委 員 | 遠 藤 勝 裕 |
| 委 員 | 山 口 香 |
| 委 員 | 宮 崎 緑 |
| 委 員 | 秋 山 千 枝 子 |
| 委 員 | 北 村 友 人 |

事務局（説明員）

| | |
|-----------------|---------|
| 教育長（再掲） | 中 井 敬 三 |
| 次長 | 堤 雅 史 |
| 教育監 | 出 張 吉 訓 |
| 総務部長 | 早 川 剛 生 |
| 都立学校教育部長 | 初 宿 和 夫 |
| 地域教育支援部長 | 安 部 典 子 |
| 指導部長 | 増 淵 達 夫 |
| 人事部長 | 江 藤 巧 |
| 福利厚生部長 | 太 田 誠 一 |
| 教育政策担当部長 | 古 川 浩 二 |
| 教育改革推進担当部長 | 増 田 正 弘 |
| 特別支援教育推進担当部長 | 浅 野 直 樹 |
| 指導推進担当部長 | 宇 田 剛 |
| 人事企画担当部長 | 鈴 木 正 一 |
| (書 記) 総務部教育政策課長 | 曾 根 稔 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成30年第3回定例会を開会いたします。

本日は、NHKほか7社から取材と10名の傍聴の申込みがございました。また、NHKほか1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月11日の第1回定例会の議事録につきましては、先日配付いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第1回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回1月25日の第2回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第9号議案から第12号議案まで及び報告事項(4)につきましては人事及び個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第6号議案

「東京グローバル人材育成計画'20(Tokyo Global STAGE'20)」の策定について

【教育長】 それでは、第6号議案、「東京グローバル人材育成計画'20(Tokyo Global STAGE'20)」の策定についての説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 「東京グローバル人材育成計画'20」につきましては、11月9日の教育委員会定例会で素案を報告させていただきました。その後、パブリックコメントを実施し、文言の訂正を加えて本日議案としてお諮りさせていただいております。

まず、御覧いただいている概要の資料ですけれども、人材育成計画の概要、第1章、第2章、そして資料については変更はございません。左下を御覧ください。左下の計画素案からの主な変更点についてなのですけれども、予算案の公表などを経まして新たな方向性を追加したり、また、更に文言を精査いたしました。これについて9件変更がございます。また、パブリックコメントを頂きましたので、それを反映させたのが2件、計11件の変更点がございます。お手元の報告書で簡単に説明をさせていただきます。

まず、報告書の6ページを御覧いただけますでしょうか。6ページ中ほどの「育成すべき具体的な資質・能力と態度」とありますけれども、素案ではここは「育成すべ

き具体的な能力」となっております。パブリックコメントで、例えばこの下の具体的な二つですけれども、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚と多様性を受け入れる寛容性、これは能力ではないのではないかという御意見を頂きまして、「資質・能力と態度」というように変更いたしました。

続きまして、7ページの中ほどの「本計画の目標」の生徒の英語力、教員の英語力でございますけれども、右から2番目、平成29年度の数値なのですけれども、素案では平成28年度になっておりました。これは最新の速報値、平成29年度の速報値がございますので、ここは最新のものに置きかえました。

続きまして、9ページを御覧いただけますでしょうか。9ページの一番右上、グローバル人材育成計画の三つの柱というところで、この表の9ページの右側にそれぞれの取組がどれに当たるかというようなアイコンがあるのですけれども、短くするために、例えば使える英語力を「英語力」という形で示しておりました。日本人としての自覚と誇りの涵養^{かんよう}は「日本人」と書いていたのですけれども、「日本人」ではちょっと分かりにくいので、この表の一番右側ですけれども、「自覚と誇り」というような形に、このアイコンの部分を修正いたしました。

続きまして、16ページの「教員の英語力・指導力の底上げ」の項目でございます。これは真ん中よりちょっと下の方、16ページですけれども、「現状から見える課題」というところで、現在、4技能が非常に注目されて授業改善が進んでいるのですけれども、現在の学習指導要領にも、文法事項については言語活動と組み合わせてきちんと教えることというところになります。そういったことから、最後に一つ、生徒に英語の音声や語彙、表現、文法の知識を活用させながら、4技能におけるコミュニケーション能力を高める授業の実現のため、更なる指導力の向上が必要であり、この項目を課題として付け加えました。

続きまして、17ページの一番下でございますけれども、中学校教諭の英語免許状取得促進、小学校の教員対象ですけれども、この取得促進につきまして、予算案の発表がありましたので、付け加えさせていただきました。

続きまして、23ページを御覧ください。ここはTOKYO GLOBAL GATEWAY、東京都英語村のページでございますけれども、実際、英語村で子供たちが学ぶのは英語だけでは

なく、やはり国際的な問題にも目を向ける、広い意味で視野を広げて人材育成の役割を担っていくということから、この英語村の施策の紹介の真ん中辺りなのですけれども、プログラムの具体的な視点（例）というものを入れました。その中に、特に例えば世界的な課題の理解ですとか異文化の理解、発信力・表現力、英語力だけでなく国際問題、視野を広げるという意味で具体的な点を付け加えさせていただきました。

続きまして、26ページの「日常的に英語を使用する校内環境の整備」で、これは今年度から始めております東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクトという、授業以外でも生徒たちがJET青年と話をしたり、コンテンツを見ながらいろいろと議論したりというような取組なのですけれども、26ページの真ん中より下のところ、現状から見える課題、先ほどTOKYO GLOBAL GATEWAYのときにもお話いたしましたけれども、やはり生徒の視野を広げることが必要なので、2番目に様々な視点や意見を知り、生徒の視野を広げるための英語による教材の情報の充実を付け加えました。

それに関連いたしまして、27ページの下、施策の紹介の2のTEEPの説明なのですけれども、下から2番目のところに環境や難民支援など国際社会における課題、こういったものもコンテンツで学ぶというところで、ただ英語だけではなく広い物の見方を身に付けていく、そういった趣旨で変更いたしました。

続きまして、31ページを御覧いただけますでしょうか。これは来年度の新しい取組なのですけれども、一番下のウのところですか。国際交流コンシェルジュというものがございまして。これは実際、学校が海外の学校と連携を取るの、なかなか難しいところもございまして、具体的に学校の情報ですとか、学校の相談を受ける国際交流コンシェルジュというものを来年度、新規事業として考えておりますので、これを付け加えさせていただきました。

続きまして、36ページの「国際貢献意欲の育成」というところで、真ん中の「現状から見た課題」というところで、これはパブリックコメントから頂いた御意見なのですけれども、上の丸の最後に「社会貢献できる人材の育成が必要」となっております。素案に対して、ただこの「社会貢献できる」だけでは、どのような社会貢献なのかちょっと意味が分からない、不明瞭であるという御指摘を頂きましたので、1行目の最後からの「国際社会の一員としての自覚のもと」といった説明を付け加え

て、社会貢献の意味を明らかにいたしました。

42ページを御覧いただけますでしょうか。これは12月14日の教育委員会定例会で御報告させていただきました、都立高校の入試での4技能の評価、スピーキングについてのことです。これは11月の段階では報告できていなかったもので、これについて書き加え、それから、表を入れました。

最後になりますけれども、資料の方の3ページ、4ページからが議案となっております。また、お手元に主にパブリックコメントで頂いた御意見の資料を参考資料としてお配りしております。

私からの説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 本件につきまして御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 前回からまた一步進んで、都民の皆さんの御意見を入れながら修正していくという、都民総ぐるみで手づくりで作り上げていくという、このプロセスもとても貴重なことではないかと思っております。

若干細かいところで恐縮なのですが、23ページに付け加えた世界的な課題の理解（SDGs）というところと、27ページの下から2行目の環境や難民支援など国際社会における課題が対応していないような気がするのですね。もう少し、最初の23ページの方は、世界的な課題というのはSDGsだけではなくて、ものすごくたくさんあるわけですが、こういうふうに書くと絞り込んでしまっているようなので、二、三並べるとかなどということを書いていただいて、27ページには難民支援なども入っているわけですが、対応するような形でちょっとまとめ直していただくといいかなと思います。

【指導推進担当部長】 承りました。23ページの方はたくさんあるところで、SDGsだけではないと思いますが。

【宮崎委員】 ええ、もちろんそうですけれども、何か対応ができていないように見えます。

【指導推進担当部長】 はい、承りました。

【遠藤委員】 今の宮崎委員の23ページのところですね。直されたというところ、それから、27ページのところ。こういう項目を入れたということは非常にいいことと

いうのか、現実にグローバル社会で仕事をしていきますと、こういうことが求められる、こういう考え方を問われることがある。それは例えばビジネスの仕事をしていても、その後、アフタービジネスで、例えば食事なんかをしているときに、むしろこういうような観点で、あなたたちはどう思うのかというようなことを聞かれる。したがって、単に英語力、英語を話すだけではなくて、人間としてのバックグラウンドをグローバル人材という場合には厳しく問われるというようなことをたびたび経験しておりますので、是非こういう面から、27ページの問題なども問題意識を持っていなければいけない。

そういう観点からいきますと、先ほどの6ページのところなのですけれども、育成すべき具体的な資質・能力と態度、パブリックコメントを経て、資質ではなくて能力と態度を加えたということなのですけれども、日本人としての自覚と誇りとか、豊かな国際感覚と多様性を受け入れる寛容性、これが具体的というふうに表題で書いてあるものですから、これって具体的なのかなという、ちょっと疑問を持ったのですけれども、この中身として具体的なことをいろいろと教えていくということですね。

例えば日本人としての自覚と誇り。先ほどのビジネスの後の食事会や何かのときに聞かれる場合、本来のビジネスの話ではなくて、例えば能についてどう思うかとか、お茶をやったことはあるか、フランス人から聞かれるというようなことをたびたび経験しました。日本人としてそういう意味では、恥ずかしいというのか、能は、国語の教科書で習った世阿弥ぐらいしか知らないなんていうことを、うろ覚えの知識でもって答えたりするのですけれども、向こうの方が詳しくあったりするようなこともあるのですね。

ですから、日本人としての自覚と誇りというふうに書くのは簡単なのですけれども、具体的にどういうことを身に付けさせるのかということも、ある意味、頭の中に入れておかないといけないのではないかなと思いました。

【指導推進担当部長】 具体的にここになかなか、紙面の都合もあるのですけれども、9ページのところ、先ほどちょっとアイコンのところで説明させていただきました、一番右のところ、自覚と誇りがあるところと言えば、例えば英語村、TOKYO GLOBAL GATEWAYでも、そういった日本の文化についても扱う予定でありますし、それ

から、例えば、もう一つ、下の真ん中の辺りのWelcome to Tokyoについては、中身は、日本の伝統や文化について学んで、それを英語で発信させていく。一つ一つの取組の中で子供たちに日本人としての自覚と誇りというものをに入れていくという形になっております。

【遠藤委員】 分かりました。

【北村委員】 パブリックコメントも踏まえながらいろいろと工夫をされて修正をされているなということを感じながら拝見していたのですけれども、今の遠藤委員の御指摘と少し関連するところがあるのですが、基本的には、日本人としての自覚と誇りの涵養^{かんよう}というのは東京都教育ビジョンの三つの柱の一つでもありますし、非常に大事なことだと思うのですが、やや印象として、日本人でない生徒が少し阻害されてしまいかねない印象を受けてしまいます。実際には中身を拝見すると、そういった子たちも含めてそれぞれ、国際的なマインドだとかを養うようなプログラムがいろいろ提供されていると思うのですけれども、少し、ぱっと読んだときの印象としては、日本人だけが前面に出てしまって、そうでないような外国のルーツを持つ子供たちなどが、何となくメッセージとして少し排除されてしまうように受け取られると、それは本意ではないのかなと思います。そのため、文章的に外国にルーツを持つような子たちや、多様な背景を持つ子たちへの配慮みたいところがもう少し明確にあると、そういった子たちと、また日本人の子たちとが共生して、この東京という中でグローバルなマインドを持って育っていくというメッセージを出せたらいいなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。

【指導推進担当部長】 例えば、今委員がおっしゃった、ほかのルーツという子たちにとってみれば、自分の国、それから、自分の母語、そういったことを大切にしようという趣旨で考えております。

【宮崎委員】 今のところはとても大事だと思います。要するに、グローバルとは何かというときに、自分の軸があって初めて世界が見えるので、私は実は長く国際教養学部でグローバル教育をやっているのですが、1年生の最初のカリキュラムで日本を知るところから始めているのですね。それからアジアを知って世界を知る、それから調整していくという段階を踏んでいるのですが、日本文化の理解に基づくと

というような一言があるといいのではないですか。生徒の中に、今、北村委員がおっしゃったように、日本人だけではないし、国籍が、日本でもいろいろなルーツを持つ子供たちが、今、本当に増えておりますし、そういうことでいけば、長いこと海外にいて帰国した人というようなものは全く考え方が違ったりというのがあったりするもので、日本文化の理解というのをちょっと入れておいたらどうかなと思うのですが。

やっていることは今のアイコンを付けたところでやっているわけですから、実際に。タイトルとして何か一言どうですか。

【指導推進担当部長】 実際には英語だけではなくて、それから、日本の文化、伝統、こういったことについては、例えば次世代リーダーの子供たち、海外に1年間羽ばたいていく、飛び立っていく子供たちなどは、今、かなり徹底してやっています。

【教育長】 今のお二人の委員の御指摘について、先ほどの宮崎委員の御指摘も含めありますので、もうちょっと加筆するような形ということで対応できますので。

【秋山委員】 私は武蔵村山市の小学校にオリパラと英語教育の視察に行ったのですが、小学校の英語教育はとても熱心に取り組まれていまして、でも、その中で力に差があると感じることがありました。それを本人のつまづきと感じさせないような楽しい授業をされていたのがいいと思いました。小学校からの英語はとても大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【教育長】 それでは、よろしゅうございますか。

そうしますと、23ページと27ページのところの表現、関係性をもう少し整合性を取るといふことと、先ほど北村委員と宮崎委員から御指摘のありました、非常に外国籍の子も多くなっているという状況を踏まえた自覚と誇りというようなところについて加筆、修正をすることを前提に、御承認をいただくということによろしゅうございますでしょうか。―― 〈異議なし〉 ――では、本件について決定をさせていただきます。

第7号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 続きまして、第7号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 第7号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について御説明いたします。

1月26日に都の予算原案が発表され、教職員定数についても原案がまとまりました。本議案はその結果を踏まえ、知事に条例の立案を依頼するものでございます。

議案資料の1枚目を御覧いただきたいと思っております。

1の改正理由でございますが、児童・生徒数の増減などにより学校職員の定数を改める必要があるということでございます。

2の改正内容でございますが、表の一番下の計欄を御覧ください。平成29年度と比べて213人の増となり、平成30年度の教職員定数は6万4566人となります。この条例案につきましては平成30年第1回都議会定例会に付議し、議決を経た上で、平成30年4月1日の施行を予定しております。

次に、学校種別ごとに定数の増減の主な内容について御説明いたします。小学校でございますが、児童数の増加により373人の増、小学校英語専科指導のための加配が35人増、学力格差解消に向けた取組を進めるための加配が9人の増となっており、小学校全体では417人の増となっております。中学校につきましては、生徒数の減少により88人の減、学力格差解消に向けた取組を進めるための加配が3人増となっており、中学校全体では85人の減となっております。高等学校につきましては、学級数の変動などにより54人の減、用務員の委託化などに伴う定数の見直しにより38人の減となっており、高等学校全体では92人の減となっております。特別支援学校につきましては、児童・生徒数の変動などにより27人の減となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 本件につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 1点だけなのですが、小学校の英語専科指導の教員というのは最近は増えていますか、今後さらにここは一番必要になってくる領域かと思っておりますので、今後の見通し等を含めて質問させていただきたい。

【人事部長】 新学習指導要領の実施が平成32年となっております。その前倒しということで、平成30年度から今回、22学級以上校で、5、6年生で年間55時間から70時間の外国語活動を実施する学校の中から35人配置をしていきたいと考えております。今申し上げましたとおり、平成32年の正式実施までに拡充していきたいということで取り組んでいきたいと考えております。

【宮崎委員】 減ってしまう方については定年退職とか、うまく吸収できるのかもしれないのですが、増える方ですね。質の確保。ただ人数を増やせばいいというわけではないので、いい先生を是非獲得していただきたいと思うのですけれども、その辺は大丈夫ですか。

【人事部長】 今回、小学校が増えます。小学校はこれから平成37年度までは児童数が増加していく傾向が今、推計されております。小学校の選考につきましては、なかなか倍率が上がらず逆に厳しい状況になっております。そのため、東京の小学校の現状を見てもらうために学校現場を見るバスツアーを実施して、できるだけ受験者を確保できるような取組を進めているところでございます。

【宮崎委員】 是非よろしくお願いたします。

【遠藤委員】 今の小学校で417人で、その大半が児童数の増加ということで、平成37年度まで続くということですが、この都内というのは、小学校に限ってですけれども、増減の地域的な特性、どういったところで増えていて、あるいは、全体としては増えるのだけれども、減っている地域があるのか。細かなことは結構です。大まかに地域的な特性が何かあったら教えてください。

【人事部長】 実は、全体を見ますと減っているところもございますので、増えているところとの差が大きい状況でございます。江東区と臨海部の、恐らくタワーマンションとか、大きなマンションが建つと、その地域が学級数が足りなくなって増築をするとか、多摩の方でも、周辺部で大きな開発があって、大きなマンションが建つというふうな状況の中で、増減しているところが一律ではなくて、その大きな開発があるところの自治体が、学級増、又は学校も新たに新設しなければならないというような状況を迎えていると思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。
—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

議 案

第8号議案

「学校における働き方改革推進プラン」の策定について

報 告

(1) 東京都公立学校教員勤務実態調査の集計結果について

【教育長】 次に、第8号議案、「学校における働き方改革推進プラン」の策定についてでございますが、報告事項(1)東京都公立学校教員勤務実態調査の集計結果についてと関連する内容でございますので、一括で説明をさせていただきたいと思っております。教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 第8号議案、「学校における働き方改革推進プラン」の策定については、11月9日の教育委員会で中間のまとめを御報告させていただきました。その後、パブリックコメントを経て、そういった意見を反映させながら、今回最終案として取りまとめたものでございます。

パブリックコメントにつきましては、机上のところに主な意見を配布させていただいております。まず、こちらの議案を御説明する前に、報告資料(1)東京都公立学校教員勤務実態調査の集計結果について、関連いたしますので、御説明させていただきます。

こちらは6月から7月の間の連続する7日間を調査対象として行ったものでございます。3ページでございますけれども、こちらは全体の結果となっております。1週間当たりの在校時間について週60時間以上の者が小学校で37.4パーセント、中学校で

68.2パーセント、高等学校で31.9パーセント、特別支援学校で43.5パーセント、こちらは11月の段階でも御報告をさせていただきました。

その後、分析を進めまして、6ページでございます。こちらは週当たりの在校時間が60時間以上の教員と60時間未満の教員につきまして、業務別に比較をしたものでございます。こちらは小学校の教諭についてでございますが、その差が大きい部分として、成績処理で6時間13分の差が出ているという実態でございます。

次に、8ページでございますけれども、こちらが中学校の教諭でございます。こちらは部活動・クラブ活動が7時間34分、成績処理については4時間24分、こういったところが大きく差が出ているところでございます。

続きまして、10ページでございます。高等学校の教諭でございます。こちらにも部活動・クラブ活動が7時間3分ということで大きな差になっております。

最後に、特別支援学校の教諭でございますけれども、こちらは事務その他が2時間となっておりますが、あらゆるこういう業務の中で満遍なく、若干ずつ差が出ているといったような状況でございます。

こういった状況の分析も踏まえまして、今回、「学校における働き方改革推進プラン」について取組として反映をさせていくという形にさせていただいております。

引き続き、第8号議案、「学校における働き方改革推進プラン」の策定について、この概要資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

Iのプランの基本的考え方でございます。1の学校における働き方改革の目的でございますが、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るというものでございます。

本プランの位置付けですが、都立学校に対する都教育委員会としての実施計画であるとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定や取組を支援していくというものでございます。

3の学校における働き方改革の目標でございますが、こちらは当面の目標といたしまして、週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするというものでございます。こちらは様々な取組をすることによりまして、週当たりの在校時間が60時間を

超えている教員のみならず、全ての都内の公立学校教員における長時間労働を改善していくというものでございます。

右側に移りまして、4の取組の方向性でございます。この方向性の五つの柱につきましては前回と変えてございません。具体的にはこの後、御説明したいと思っております。

5の保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛けでございます。働き方改革の意義や取組について保護者や地域社会の方に理解をしていただくことが、この取組を進める上で非常に重要だと考えておりますので、啓発活動等を実施していくということでございます。また、前回、中間のまとめのときにはなかったのですが、教職員の定数の改善や充実、制度的な面ですとか、そういったものにつきましては、やはり国に行ってもらわなければいけない部分が多々ございますので、その点につきましては引き続き国に要望・提言していくということにしております。

次のページに移りまして、これから具体的な取組でございます。前回、中間のまとめの段階では都立学校と小・中学校とを合わせた取組にさせていただいておりました。今回は、それぞれ具体的な部分を分けまして記載することとしております。

まず、都立学校における取組でございますけれども、取組方針といたしまして、平日は1日当たりの在校時間を11時間以内とすること、それから、週休日である土曜日、日曜日につきましては連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにすることといたしております。

具体的な取組（1）在校時間の適切な把握と意識改革の推進でございますが、都立学校におきましては既にICカードによりまして登校時間、下校時間をカウントするような取組を進めてございます。その上で、これからは管理職が教員の在校時間を適切に把握して、メンタルケアの更なる充実や長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスを実現していくということにしております。また、その欄の一番下になりますが、定時退庁日ですとか長期休業中等に連続した学校閉庁日を設定するなど、各学校の実情に応じた自律的な取組を促進していくことといたしております。

（2）教員業務の見直しと業務改善の推進でございます。こちらはICTを活用いたしまして、教員の授業準備や成績処理等の校務軽減や、授業の質の向上に資する都立学校スマートスクール構想、こちらを検討、推進していくこととしております。ま

た、負担となっている調査等の縮減や、教員が研修をする場合に、今、研修場所まで移動して受けておりますけれども、マイ・キャリア・ノートといったものがございますので、そこに研修動画を配信して、通所の負担を軽減してまいりたいと思います。

右側に移りまして、（３）学校を支える人員体制の確保でございます。こちらが副校長の業務の内容を分析・精選するとともに、ＩＣＴ機器の更なる活用など、副校長業務及び支援の在り方を検討してまいります。また、スクールカウンセラーをはじめ専門スタッフの配置を促進してまいります。

（４）部活動の負担を軽減でございます。こちらは活動時間や休養日についての基準の設定、文化部活動も含めたガイドラインを作成して周知してまいります。また、法制上、大会引率等を行うことができる部活動指導員の導入ができますので、全都立高校に配置して顧問教諭の負担を軽減してまいります。

また、こういう形で部活動指導員を入れますけれども、学校現場にふさわしい研修などもしっかりと実施してまいります。

（５）のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備でございます。こちらは都立学校の学校経営計画、各学校で定めておりますが、そこにライフ・ワーク・バランスの推進策について明記することとしております。また、ベビーシッター等の利用料金を助成してまいりたいと思います。

次のページ、３ページでございます。こちらは小・中学校における働き方改革に向けた取組でございます。都の定める当面の目標を踏まえまして、各区市町村教育委員会が地域の実情や所轄する各学校の実態を勘案しながら取組方針、具体的な取組内容等を盛り込んだ実施計画を平成30年度中に策定するよう働き掛けていくものでございます。また、計画策定の状況等につきましては公表をしていきたいと考えてございます。

具体的な取組でございますが、（１）の在校時間の適切な把握と意識改革の推進でございます。小・中学校におきましては、まだまだＩＣカード等のシステムによる在校時間の把握は進んでいない状況でございますので、そういったものを支援していくこと、それから、業務改善や労働問題等に詳しい専門家を活用する場合に、そちらについても支援していくことなどを入れてございます。

次に、（２）の教員業務の見直しと業務改善の推進でございますが、ＩＣＴ機器、特に統合型校務支援システム等の導入について支援してまいります。また、調査等につきましては都立学校と同様に縮減してまいります。

右側に移りまして、（３）学校を支える人員体制の確保でございます。こちらは先ほどの議案でもございましたけれども、小学校の大規模校において英語専科教員を段階的に配置しますとともに、その他の学校におきましても時間講師等を配置してまいります。また、副校長を補佐する学校マネジメント強化モデル事業の規模を拡大してまいります。さらに、教員に代わって学習プリントの印刷等、補助的業務を行いますスクール・サポート・スタッフを配置する区市町村教育委員会を支援してまいります。

次に、（４）の部活動の負担を軽減でございます。こちらは先ほど御説明した都立学校の取組と同様にガイドラインの策定や部活動指導員を入れるとともに、部活動の支援人材の掘り起こしなど、地域学校協働本部による部活動支援を進めるための地域コーディネーターの支援を実施してまいります。

最後に、（５）のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備は、これは都立学校の取組と同様でございます。

こういった取組を進めることにより、全体として学校における働き方改革推進を進めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 先ほどの調査結果等を見ると、この働き方改革もしっかりやっていたかなければいけない、もうこのとおりだと思うのですよね。都立学校の実施項目がいろいろ出ているのですけれども、東京都の教育委員をやっておりましていつも感じる事なのでも、この働き方改革について都立学校でこうやると。それを今度、小・中学校に落としていった場合に、こうする、これが何で東京都教育委員会として支援をするという表現で全部、要するに奥歯に物の挟まったような言い方になっている。何で東京都教育委員会としては区市町村教育委員会に対してこういうことを

やると指示するとか、そういう表現にできないのか。今の枠組みではなかなか難しいことなのだと思うのですけれども、非常に重要なことなのですよ。

先ほどの人事の御説明だと小・中学校で人員増が必要だと。なかなか採用も難しく、地方にまで採用をやっていく。要するに、小・中学校の教員の確保を、東京都の教育委員会として人事を預かっている者としてやっていかなければいけない。そうだとすると、区市町村の教育委員会に対して、もっとこの働き方改革について、東京都教育委員会として、実際は指示しているのだと思うのですけれども、文言に表すところという表現になるのかなというふうに感じてはいるのですが、もっときちんと都立学校ではこうだ、これと同じことをやるようにというような言い方はできないのか。あるいは、実際は言っているのかもしれないのですけれども、その辺、どうなのでしょう。

【教育政策担当部長】 今回、この働き方改革を進めるに当たって、小・中学校の在校時間が、かなり大きく超えてしまっているという現状がございます。そういった中で、今回、表現としては支援という形にしていますが、大前提として、やはり東京都と同じように実施計画なりプランなりを策定していただくことが必要だというふうに考えております。そういったそれぞれの計画を策定して進める上で、こちらは支援という表現になってはいますが、この後、御説明もします予算的な補助ですとか、そういったもので支えていく。学校現場に対して、やはりこれを改善していかなければいけない。どうしても早急に改善しなければいけないことであるというのは間違いございませんので、表現的には支援というふうになってはいますが、そこは一体となって今後進めていくところではございます。

【遠藤委員】 そういうふうに向って安心しましたけれども、今のそれを担保するものとして計画の公表というものがこの中に盛り込まれているというふうに考えていいわけですね。

【教育政策担当部長】 はい。

【宮崎委員】 ちょっと今のところ、1点です。地教行法で都道府県教委と区市町村教委の関係は指導助言までで、強制できないのです。法でそうなっているのですけれども、指導助言まではいいということになっているので、そこはできる範囲で最大

限のことをやるということをお願いします。

【教育政策担当部長】 今後、この取組の状況なども把握しながら進めることになりますので、継続的に見ながら東京都教育委員会としても進めていきたいと思っております。

【山口委員】 この働き方改革については、学校現場だけではなくて日本全体がやはり、取り組んでいかなければいけないことなのですけれども、そういったところで考えると、この様々な取組の方向性が書いてあるのですが、これを横断的にというか、支援しなければいけないところ、人の手当てであったり、予算的な措置であったりとあるのですけれども、私も含めて一人一人の意識ですよ。特に学校現場で働いていらっしゃる現場の先生方は、まず子供が好きで、現場が好きで先生になっていらっしゃるという言い方は変ですけれども、非常に多いので、多分今までも言われてきたのですけれども、やり過ぎてしまうというのですかね。自分を犠牲にというか、自分だったり家庭だったりをして二の次、三の次にしてやってしまう、そういうものを持っていらっしゃるということをまず自覚していただいて、でも、やはり私は健全な指導というか、子供たちに向かい合ったときに、自分自身が心身ともに健康であり、そして余裕を持って業務に当たるということが結果的には子供たちのためになりますよという、意識改革というか、このところが根底のところには何かあるような気がするのですね。

部活動を指導していただいている先生方も、今回、部活動に関してはガイドラインを出して、もちろん業務多忙もありますけれども、子供たちの健康、そして健全な発達といったところを見たときに、ガイドライン、こういうふうにしていきますよということを申し上げるのですが、本当に熱心な先生方は、もうやりたくてやっているのだから何で止めるのだとか、おっしゃられる先生も当然いるわけですよ。でも、そこをちょっと引いたところで見えていただいて、自分がやりたいからとか、一生懸命ということが全てにおいていい方向に行くとは限らないということ、やはり先生方、それから後は仕事のやり方も、多分、昨日今日始まったものではなくて、長く続いてこういうやり方というのが、伝統的にとか、学校現場は多分あると思うのですよ。その辺りをもう1回みんなで見直して、少しずつ方向転換を図っていかない

と、上からこういったことも、こうだからこうしなさいと言ってすぐできることではないので、少しずつやはり時間を掛けながら皆様の意識を変えて共有していただくというのですかね。その辺りが、ちょっと時間が掛かると思うのですけれども、長い目で是非取り組んでいくということを、私たちも共有していければと思いますので、是非よろしくをお願いします。

【秋山委員】 今、山口委員がおっしゃったことはとても共感できます。やはり子供に向かい合う大人が心身ともに健全であるということが一番大事なので、そのところを自己管理する意味でも意識改革をお願いしたいと思います。

【北村委員】 もう今、各委員が既におっしゃったことは、僕自身、非常に共感するのでありますが、その中で特に、コメントの方でもありましたけれども、先生方が隠れ残業みたいな形で、自宅への持ち帰り等で、一生懸命頑張っている先生ほど御自分を追い詰めるような状況が生まれられないようなこと、これはもう本当にみんなの意識改革が必要だと思いますので、それは是非頑張ってみんなでやっていくべきということをコメントさせていただきます。

【宮崎委員】 これは実は先日、山口委員と話し合ったことなのですが、この調査の元々のデータが6月から7月にかけての1週間、一番忙しいときに調査しているのです。長い夏休みなどは、また働き方が違うと思うのです。もちろん子供は学校に出ない夏休みですが、教員は仕事がありますから、出ているのはよく分かっているのですが、ただ、学期中とはまた違うスタイルで仕事をしているだろうと思うのです。だから、その辺を学期中と休みをうまく使ったようなバランスとか、1日の中での、24時間の中でのバランスだけではなくて、1年間を通したバランスとか、いろいろな角度から考えていくというようなことを少し多角的にアドバイスできるような体制というものが要するというふうに思います。

このときに、先ほども話が出ましたが、部活動を取り上げるのかと言われるような、生きがいややっているのだというような先生方から生きがいを取り上げてしまうのかというような受け取り方をされるのは、よくないと思います。教条主義的に、皆が11時間たったら必ず帰るとか、そういうのではなくて、やはり根底からの、正に在り方の問い直し、洗い直しというようなことをやるのだということをよく理解

していただいた上で進めていくことがとても大事ではないか。その意味では、自らの可能性とか選択肢とかを最大化するためにはどうしたらいいかという、手段としてやっているのだということがよく伝わるような言い方をしていただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 まず、在校時間の把握につきましては、今、都立学校ではスタートしていますし、今回のプランの中でも小・中学校においても、やはりまずはそこを確認していくことだと思います。確かに今回の実態調査が1週間ございましたけれども、それを導入することによって年間の繁閑等が確認できると思いますので、そういう実態を見たり、目標で1週間単位で今回取組の方針を決めていますけれども、やはり繁閑がございますので、少し見たスパンの中でこれを超えないような範囲内で数値目標みたいなものがないと、なかなか業務を改善していけない部分があると思います。それを見ながら学校運営に支障がないように、さらに言えば、そういう空いたプライベートな時間も含めて教員の方々もいろいろ吸収していただいて、学校現場で子供たちに反映していただくというのが非常に重要だと思っていますので、そういうものを継続的に今後も見ながら進めてまいりたいと思います。

【教育長】 よろしいでしょうか。それでは、各委員からお話いただいた点を十分に踏まえながら、このプランに取り組んでまいりたいと思います。

本議案につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、原案のとおり承認を頂きました。

また、報告事項（1）につきまして報告として承りました。

（2）平成30年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 次に、報告事項（2）平成30年度教育庁所管事業予算・職員定数等について教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告事項（2）平成30年度教育庁所管事業予算・職員定数等について御報告をいたします。

去る1月26日に東京都予算案の発表がございましたので、教育庁の所管事業予算に

ついて御説明いたします。

平成30年度の予算は、教育の質の向上に向けて喫緊の重要課題でございます学校における働き方改革、学習指導要領改訂への対応など、将来を見据えながら必要な額を計上しているところでございます。

「Ⅰ 歳入歳出予算」を御覧ください。

歳出の予算額は8,183億7,100万円で、対前年度比91億7,100万円の増、増減率は1.1パーセントとなっております。その内訳ですが、教育費の大半を占める給与関係費は6,878億8,900万円で、教職員の若返りなどもあり、対前年度比21億8,700万円の減、増減率は0.3パーセントの減となっております。

一方、事業費ですが、教育の様々な課題に積極的に取り組むために、予算額は1,304億8,200万円で、対前年度比113億5,800万円の増、増減率は9.5パーセントとなっております。

次に、職員定数ですが、学校定数は網掛け欄のとおり213人増の6万4,566人、事務局定数は一番下の段のとおり675人となっております。

3ページを御覧願います。教育庁所管の主要事業につきまして、新規に実施する事業等を中心にポイントを絞って御説明させていただきます。

初めに、「1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」の「(1) 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」でございます。②ですが、新しい学習指導要領に即したプログラミング教育の充実を図るため、企業等との効果的な連携を行う学校への支援を新たに実施いたします。また、④ですが、引き続き地域未来塾の取組を推進するとともに、新たに中学生を対象とする進学を目的とした学習支援などをモデル実施してまいります。

次に、「(2) 理数教育の推進」でございます。新たな取組として、①では小・中学校において区市町村が地域の実情に応じ課題解決に向けて立案した事業計画に基づき、独自に取り組む理数教育を支援するとともに、③、都立高校では次期学習指導要領で求められる「理数探究」の研究開発等を行う学校として「理数リーディング校」を新たに指定し、理数教育を一層推進してまいります。

4ページを御覧ください。次に、「2 世界で活躍できる人材の育成」の「(1)

「使える英語」を習得させる実践的教育の推進」でございます。新たな取組として、①では平成32年度からの小学校英語教科化に向けた取組として英語の専科指導を行う教員を35校に配置し、小学校英語教科の指導体制を充実してまいります。また、④ですが、都立高校の入学者選抜における英語4技能評価の導入に向けて、その実施方法等を検討してまいります。さらに、⑤でございますが、東京都の英語村としての機能を持つ「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の9月の開業に向けて着実に準備を進めてまいります。

次に、「(2) 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進」でございます。新たな取組として、②ですが、都内公立学校の国際交流促進に向け、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行うため、海外学校間交流を支援する新たな仕組みを創設してまいります。

次に、「3 社会的自立を促す教育の推進」の「(1) 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進」でございます。新たな取組として、小学校における「特別の教科 道徳」の全面実施に合わせて、実践事例の開発等に取り組む学校を新たに指定するなど、引き続き道徳教育を推進してまいります。

次に、「(2) 社会的・職業的自立を図る教育の推進」でございます。次ページの②でございますが、これまでの防災ノートを更に充実、発展させた新教材「防災ノート～災害と安全～」の作成などにより、防災教育を一層充実させてまいります。

続きまして、「(3) 不登校・中途退学対策」でございます。新たな取組として、①では不登校児童・生徒を対象とした不登校特例校を新たに設置する区市町村を支援してまいります。また、④ですが、不登校・中途退学の早期解決に向け、これまで実施してきた自立支援チームにおいて、より専門性の高いユースソーシャルワーカーに主任職を設け、支援体制を充実強化してまいります。

次に、「4 子供たちの健全な心を育む取組」の「(1) いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化、SNS等の適正な使い方の啓発強化」でございます。新たな取組として、②では、いじめの早期発見や児童・生徒の心のケアの充実のため、いじめ相談ホットラインと教育電話相談をフリーダイヤルに一本化することで、児童・生徒や保護者などからの相談体制を更に強化してまいります。

6 ページを御覧ください。次に、「5 体を鍛え健康に生活する力を培う」の「(1) 体力向上を図る取組の推進」でございます。新たな取組として、①ですが、トレーナーによる健康管理セミナー等を開催するなど高校生の運動意欲・関心を引き出すための取組を行う学校を指定するとともに、②ですが、部活動指導の充実と学校の働き方改革推進のため、部活動指導員の活用を促進してまいります。

次に、「6 オリンピック・パラリンピック教育の推進」でございます。④ですが、障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、今年度開催いたしましたボッチャ交流大会を充実発展させ、「東京都公立学校パラスポーツ交流大会（仮称）」として実施しますとともに、新たにパラスポーツ体験を通じた被災地等の学校と都内の公立学校との交流などを行ってまいります。

7 ページを御覧ください。次に、「7 教員の資質・能力を高める」でございます。新たな取組として、①ですが、教員研修の質の向上を図るとともに、受講者が事前、事後に視聴できる研修動画の作成や配信を実施し、受講しやすい環境を整備することの充実を図ってまいります。

次に、「8 質の高い教育環境を整える」の「(1) 都立高校改革の推進」でございます。こちらは平成30年度に策定を予定しております都立高校改革推進計画の次期実施計画につきまして策定に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、「(2) 特別支援教育の推進」でございます。新たな取組といたしまして、②の公立中学校で特別支援教室を導入する区市町村への補助を実施いたしますとともに、④、都立高校の障害がある生徒を対象とした特別の指導を実施してまいります。⑤ですが、医療的ケアが必要な児童・生徒の学習の機会を拡充するため、肢体不自由特別支援学校において専用の通学車両を運行してまいります。

続きまして、「(3) 学校運営力の向上」でございます。近年、教育課題の多様化とともに、教員の長時間労働、多忙化が課題とされております。このため、新たな取組といたしまして、先ほどのプランにも書かれております取組を推進してまいります。①ですが、学校の働き方改革を推進するため、区市町村の計画策定、それから、在校時間の適切な把握、意識改革の推進、業務改善等に資する取組などを支援いたします。また、②で教員の負担軽減を図るための授業準備等をサポートする人材配置を

支援してまいります。8ページに移り、③でございますが、副校長の業務負担を軽減するため、副校長業務を補佐する人材の配置に伴う学校マネジメント強化モデル事業の大幅な拡充を行い、公立学校における教育の質の向上を図ってまいります。

続きまして、「(4)学校の教育環境整備」でございます。新たな取組といたしまして、②では小・中学校において将来タブレット端末1人1台体制の時代となることを見据え、ICT機器の活用や効果の検討を進めますとともに、③ですが、AI時代の教育環境を実現するため、都立学校スマートスクール構想として、生徒が所有するICT機器を活用した教育活動を行うモデル事業を実施いたしますとともに、AI、ビッグデータの活用といった視点から、更なるICT活用の可能性を検証してまいります。

以上で来年度の予算等の概要についての説明となります。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 細かいことで恐縮なのですが、7ページに、特別支援教育の推進のところに、①で「臨床発達心理士等」と書いてありますが、専門家とか幅広い職種の文言はいかがでしょうか。

【教育政策担当部長】 その後に「等」を入れさせていただいておりますが、やはり臨床発達心理士だけでなく、様々なそういった専門家の方にやっていただくことを趣旨としておりますが、今の委員の御意見ですと、少し表現をとということでございますので、そういったことも今後検討させていただければと思います。

【宮崎委員】 教育政策を遂行する裏付けとなる予算を限られた中から一生懸命分配していただいて、有り難く思うのですが、1点質問は、「理数リーディング校」というものを新たに指定すると。これは文部科学省がスーパーサイエンスハイスクール（SSH）を国の事業としてやっていることとの兼ね合いというのはどうなるのかという質問をさせていただきたいと思います。同様に、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールもありますけれども、これは「東京グローバル人材育成計画’20」との兼ね合いで非常に対応が分かりやすいのですが、SSHはどうなっているのでしょうか。

【教育政策担当部長】 国の定めますスーパーサイエンスハイスクールとは別のものがございます。そちらはそちらで国から指定を受けた学校がございます。その上で、②のところに「理数アカデミー校」、こちらは中高一貫教育校の中で指定する1校を引き続き実施するものがございます。それ以外に今後、「理数探究」というものが求められることとなりますので、新たに「理数リーディング校」を3校指定いたしまして、その検証を進めていくと。検証の中から、更に理数教育の取組をほかの学校にも広げていくような形で今回指定するものがございます。

【宮崎委員】 伺いたかったのは、国の指定とは違う学校を選ぶということですね。

【教育政策担当部長】 そういうことです。

【北村委員】 ちょうど今の理数教育のところで少し気になったのですが、基本的には、この②から⑤というのは比較的理数科が得意な子たちというか、それなりに学力の高い層を対象にした取組かなと思いますので、これはコメントなのですが、是非、①では、なかなか基礎的な学力が定着していない子たちへの支援を忘れてないでやっていただきたいなと思います。②から⑤をやることはすごく、それはそれで大事なことだと思っておりますが、学力の定着していない子に対するサポートを、この理数科教育というところに観点を当てた場合にも、是非そのバランスを少し意識していただくといいのではないかなと思いました。

【教育政策担当部長】 こちらには記載されていないのですが、「理数研究ラボ」という事業で、通常の都立高校の子供たちも理数教育の先端のところに触れたりといったような事業ですが、そういったものを、しっかりと実施しておりますので、そういった配慮もしっかりしながら進めていきたいと思っております。

【遠藤委員】 防災関係なのでございますけれども、いろいろここに書かれて、もう非常に結構なことだと思うのですよね。先ほどの区市町村の教育委員会との関係なのでございますけれども、これは都立学校の予算の枠組みですよね。都立学校としてこういうことをやる。そうすると、家庭と学校が一体となって防災を学べる、防災教育という表現がありますけれども、これは、区市町村の教育委員会に対しては、都はこういうことをやっているよと。区市町村としてもやってほしいというのが、防災という観点で考える

と、学校と家庭が一体となって防災をやらなければいけないのは小・中学校なのですよ。都立学校の場合には学校と都立学校生、学校、生徒が離れているケースが多いわけですね。例えば夕方に災害が起こる、泊まり込む、これは、都立学校が泊まり込みの訓練をやるというのは非常に結構なことだと思いますし、これはもっと拡充してもらいたいと思うのですよね。だけれども、それ以上に必要なのは小・中学校レベルなのですよ。

私は町内会の役員をやっている、小学校を巻き込んだ防災訓練をやろうとすると、学校側が反対してやれないというようなことを、そんなことをやって誰が責任を取るのだみたいなことになってくる。では、実際に災害が起こったときというのは、学校と家庭が一体になってやらなければいけないですよ。だから、私は、都立学校のこれはものすごく結構だと。これは何で区市町村の方、あるいはもう既に言っているのかもしれないけれども、東京都ではこういうことを都立学校ではやるので、区立、市立の小・中学校でもこういう取組をしてもらいたいという、指導をしてはいけないのだとすると、すごい支援とか、あるいはアドバイスとか、こういうことをやっているというサジェスションをするとか、そういうことというのは、この予算上の取組のほかで取り組んでいるのでしょうか。

【教育政策担当部長】 5ページの②で書かれていますところの防災ノートを拡充して、防災教育を更に推進していくというのは、小学校も中学校も高校も変わらないところでございます。こちらには記載されていないのですが、東京都教育委員会の主要事業の中で、やはり小・中学校の現場でも防災、ふだんから避難訓練を含めて取組を体験していかないと、実際の災害に遭ったときに対応ができないという実態がございますので、そのところはしっかりと区市町村と家庭の中でも体験したり、それから、親子で防災を学ぶ取組ですとか、そういったものを用意した上で防災教育を進めております。

【予算担当課長】 事務局の方で補足をさせていただきます。今、御指摘ございました②の「防災ノート～災害と安全～」のところでございますが、まず、こちらについては小学校、それから中学校も含めて私どもの方で教材を作り、それをまず配付させていただきます。それから、その中には内容としまして地震、風水災害、火山なり

とか、いろいろなものを、そういった事象のことと、それから、それに対して自助、共助、公助、そういった観点からの指導内容等を盛り込んでいくことを今、検討しておりますので、委員御指摘のような家族の中でどうする、地域の中でどうするといったことについては当然踏まえられるかなと思っております。

【遠藤委員】 分かりました。

【予算担当課長】 それと、加えまして申し訳ございません。先ほどの北村委員から理数のところで御指摘もあったと思うのですが、3ページの(2)の①のところでございます。こちらにつきましては、先ほど委員からは、少し課題があるようなところということだと思っておりますが、この①につきましては、どちらかといいますと、そういった課題がやはりちょっと多かろうというところに対して独自の取組を支援するようなものでございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして報告として承りました。

(3) 中学校における特別支援教室の導入ガイドラインについて

【教育長】 次に、報告事項(3)中学校における特別支援教室の導入ガイドラインについて、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、よろしくお願いいたします。

報告資料(3)になります。中学校における特別支援教室の導入ガイドラインについて御説明申し上げます。

まず、特別支援教室についてでございますが、これは全ての小・中学校にこの特別支援教室を設置いたしまして、教員が巡回指導することで全ての子供が在籍校で発達障害による困難を改善・克服する指導が受けられるようにする仕組みでございます。小学校では既に導入を開始しておりまして、来年度、平成30年度に全校導入予定でございますが、平成30年度から、いよいよ中学校にも導入するに当たりましてガイドラインを作るものでございます。

まず、1の作成目的でございます。ただいま申し上げましたように、中学校への特

別支援教室の導入に当たりまして、各区市町村教育委員会と中学校において円滑に導入するための手引としてつくったものでございます。

その下、2の導入計画でございます。平成28年度と平成29年度はモデル事業実施と書いてございますが、四つの区市におきまして中学校の特別支援教室をモデル的に実施してまいりました。平成29年度はそのモデル実施の成果を踏まえまして、このガイドラインを作成するというものでございます。そして、平成30年度以降、準備の整った区市町村から順次導入を開始して、平成33年度に全校導入を完了する計画になってございます。

その下、3のガイドラインの概要でございます。まず、「はじめに」ということで四つの丸がございまして、特別支援教室を導入する理念的なことを記載してございます。一つ目の丸でございますが、発達障害のある生徒に対して適切な指導、支援を行うことで障害による困難が改善、克服されるということで、これは発達障害の児童・生徒への直接的な意味合いがあるということを記載してございます。次の2番目の丸でございますが、全ての教職員が、発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい指導・支援の工夫を実施することで、全ての生徒にとっても良い効果をもたらすということで、全体へのより良い効果ということを記載してございます。さらに、3番目の丸でございますが、全公立小・中学校において多くの人々が障害のある児童・生徒の指導に身近に触れることとなつて、広く障害全般に対する理解が深まるということにつながりまして、そして、4番目の丸でございますが、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ環境が充実することは、共生社会の形成に資するということございまして、特別支援教室が全ての小学校、中学校に入ることはこのような大きな意義があるということを記載してございます。

資料右側から具体的な内容に入ります。

まず、第1章は、特別支援教室とは、ということで、特別支援教室全体に関することでございます。まず、目的でございますが、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒とともに学校生活を送ることございまして、2番目の矢印にございまして、したがって、どれだけ指導の終了に結び付けることができたかの視点で捉えることも重要でございます。これまでは、ともすれば特別な指導の開始に力点が置かれて

いましたが、支援の終了も同様に大切でございますので、今回明記したものでございます。また、全教職員が発達障害のある生徒を含む全ての生徒に分かりやすい授業を実施することですとか、相談機能を充実し、生徒の自己肯定感を醸成することなどを記載してございます。

次に、対象となる生徒及び教育課程でございます。まず、対象ですが、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害の生徒としておりまして、これは今までと変更はございません。また、2行目でございますが、「専門的な指導に生かすために、客観的根拠となる資料を用意することが望ましい」というふうに記載してございまして、これは具体的には発達検査の記録ですとか医師の診察記録などを指しておりまして、生徒がどのような困難を抱えているのか、どういう状況なのかというのを、まず把握することが望ましいと考えているからでございます。

その下、留意すべき事項でございます。まず、一つ目の四角ですが、中学校特有の状況への配慮といたしまして、生徒本人の自己理解、自己決定を尊重することでございます。これは中学生という発達段階や、生徒の自尊感情に配慮することが必要という趣旨でございます。

2番目の四角ですが、具体的な目標設定と成果の判定ということで、指導開始時に指導の理由・目標、指導終了の見込みなどを設定した上で、困難さの改善が見られた場合には指導時数の見直しや指導終了について判定することとしてございます。これは、改善が見られた場合はなるべく多くの時間を通常の学級で学習した方がよいという考え方からでございます。

3番目でございますが、全ての教職員による取組でございまして、中学校は教科担任制で多くの教職員が一人の生徒に関わりますので、在籍学級におきましても在籍学級担任だけでなく、教科担任によっても適切な指導、支援を行うということを記載してございます。

その下、不登校生徒への対応でございます。不登校の状態にある生徒は本来的には通級による指導の対象とならないということで、これは国の考えと同じでございます。ただし、教育的対応といたしましては、教育支援センター等における対応も視野に入れて慎重に検討していくことを記載してございます。

次のページを御覧ください。第2章、特別支援教室の基盤整備ということで、教員や臨床発達心理士等のマンパワーの配置などについての記載でございます。小学校とほぼ同様の形になってございます。具体的には、教員につきましては、上から2行目のところですが、区市町村ごとに生徒10人につき1人の教員を配置するですとか、臨床発達心理士等の巡回、先ほど秋山委員から臨床発達心理士についてお話がございましたが、本文の中では臨床発達心理士のほかに特別支援教育士、学校心理士という者も含めて記載してございます。また、公認心理師が入りますので、その動向を注視していくということを記載してございます。また、特別支援教室専門員も配置することなどを2章では記載してございます。

第3章でございます。巡回指導の実施ということで、巡回指導の中心を担うために専門性の高い教員を配置することですとか、拠点校における分掌や部活動は巡回指導教員としての業務に支障のないようにということなども記載してございます。なお、専門性の高い教員の配置についてでございますが、特別支援の専門性の高い教員は、それ以外の領域でも優秀な教員であることが多く、そのために特別支援教育以外の重要、困難な校務分掌を任されることも多いと思われまます。ただし、特別支援教室の巡回指導教員は、拠点校の校内だけではなくて巡回先の学校においても活動するものがございます。また、全ての子供により良い効果をもたらすという意味からも、発達障害教育の重要な推進役となるものがございますので、是非とも専門性の高い優秀な教員の配置が必要と考えるところでございます。

第4章でございます。指導の開始と終了でございます。指導開始までの手順といたしましては、2番目の四角ですが、在籍学級での経過観察の実施をまず行うということ、すなわち在籍学級において教室環境の調整や指導方法の工夫等をまずは実施して、その上で特別支援教室につないでいくということを記載してございます。

右側の第5章にございます指導内容と方法でございます。特別支援教室で行う指導といたしまして、指導は障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導でございます。したがって、学習の遅れを取り戻す指導など、通級指導と異なる目的で行うものではない、つまり補習の場ではありませんということを改めて記載してございます。

説明は以上でございますが、このガイドラインの内容を全ての区市町村の教育委員会、学校、教員に理解していただき、円滑に運営していきたいと考えてございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 今回のガイドラインで、いいなと思ったところは、発達障害の子供あるいは発達障害が疑われるような子供をすぐに特別支援教室につなぐのではなくて、まず在籍学級で取り組むというところ、そして、そこに特別支援教室の教員が在籍学級の担任の先生と一緒に指導して取り組む、それから特別支援学級の終了を明確にしていることが、いいと思っています。

これは小学校の特別支援教室を視察に行きましたときに、その特別支援教室の先生が非常に学習の工夫をされており、それを在籍学級の先生に伝えたり、一緒にされているのが良かったです。そういう実践が今回生かされていると思いました。その視察に行った学校の中心となっている先生が、今回教育委員会表彰をもらわれていたのは、とても良かったなと思いました。

【宮崎委員】 ちょっと質問をさせていただきたいと思うのですが、全校に配置するという事は、それだけ需要があるということかと思うのですが、しかも既にモデル校でやってみていい成果が出たということなので、その必要性が感じられる。難しい質問かもしれないのですが、どれぐらいの子供というか、割合というか、その必要がある子を抱えているものなのかというのが1点の質問です。

それから、もう1点は、全ての学校に配置するという事は、全ての教職員がある程度の知識なり対応策なりを習熟していないと、なかなか難しいと思うのですが、どこまでが個性なのかとか、どこからは要支援なのかとか、その辺は最終的に特別支援教室に所属するかどうかというのは医学的な見地で判断していくのでしょうか、そこに至るまでのプロセスで、担任とかがどう対応するかというときの心構えのようなものとか、そういうことに対する教職員側の研修なり知識の普及なりということについては、どういう対策をとっているのかという2点を。

【特別支援教育推進担当部長】 まず1点目の方でございますけれども、発達障害のある子供は全ての学校のほとんどの学級に恐らく在籍しているものと推定していま

す。文部科学省も調査していて、東京都教育委員会でも何年か前に1回調査したのですけれども、数パーセント、五、六パーセントのオーダーでいると推定しています。さらに、その中で指導が必要となると、その全部ではなく、小学校ではまたその半分ぐらいになるということはありませんけれども、相当な数があるものと思います。今までは特別支援教室はなかったので、わざわざ違う学校にまで行くのはどうかなということもありましたが、全部の学校に置かれることで、支援が必要な子供たちには支援が行き届く体制がこれで整うのかなというふうに思っております。

2番目の教員の方の気付きといいますか、どうやったらいいのかということについては、全ての教員向けに通常の授業、指導の中で、あれっということについて気付きを得るための教員用の研修資料といいますか、DVDの形だったかと思うのですけれども、それを配って、通常の指導の中でも気付きを得るためのアセスメントのための指導、啓発等もしてございます。

【北村委員】 今の二人の委員の御発言と関係することで、コメントなのですが、既に留意すべき事項で、生徒御本人の自己理解、自己決定を尊重するというふうにありますけれども、これはすごく大事なことだと思っていまして、最近幾つかの研究を見ても、特別支援の学校に入ったことで楽になった子と、かえってそれで自分がそうなのだ、自分が駄目なのだみたいなことで自信を失った子とが、すごく本当にばらばらに分かれてしまっていて、どういう子だとどっちがいいということがもう全く言えない。本当に一人一人の子供に寄り添って判断するしかないことだと思いますので、先ほど秋山委員がおっしゃった御指摘のように、在籍している学級の担任の先生、それから、専門の特別支援の先生、そして本人、保護者、周りの人たちが、よくその子のことを判断してあげて、どの道が一番その子に合っているのかを判断してあげないと、よかれと思ってやったことが、かえってその子の本当に自信を失ったりする結果につながりかねない面もありますので、是非そこは、大変なことですが、気を付けてやっていただきたいなというお願いです。

【特別支援教育推進担当部長】 その子にとって一番いい道ということで、是非やっていきたいと思っております。

【遠藤委員】 これは従来からある特別支援学校と普通学級との間と考えていいの

か。いわゆる世に言う共生といいますか、インクルーシブ教育の枠組みの中に入るのかということですね。平成28年度から小学校で実施を開始したということですが、小学校で実施した特別支援教室の中で出てきた問題点等を踏まえて、中学校で具体的に問題点を、こういうことで解決しようというようなことも、当然学習効果として入ってくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 まず、特別支援学校の方でございますけれども、それは知的障害でしたり、肢体不自由障害だったり、そういった障害のある子供たちのための学校でございます。一方、この特別支援教室というのは知的障害のない発達障害のお子さんを対象としておりまして、また、多分見た目では障害のあることが分からないお子さんが多いかと思えます。ということで、特別支援学校とは違うのだということと、あと、特別支援教室は小学校でまず導入いたしまして、そこで先ほど申し上げましたように、支援の場が身近にできることで必要な支援を受けられるということで、子供たちがかなり支援を受けられるようになってきております。

課題の一つといたしましては、先ほど冒頭で申し上げましたけれども、指導の開始というところで多くの子供たちに支援を提供できるということは、とてもいいことだと思うのですが、指導が終了したら在籍学級のみで学習するというところが少し弱いところがあって、支援終了者が意外と少ないです。支援を終了すべきであったら、それは終了した方がいいです。その子にとっていいのですから。そこは中学校ではきちんとやっていきたいなと思っています。

【秋山委員】 この特別支援教室の考え方というのは、発達障害、特に中核症状を治すとか改善するとかいうことも付随的には出てきますが、それよりも今困っていること、在籍学級で困っていることに対して、それをどうしたらうまくいくかというところの解決する場所だと考え、解決すれば在籍学級でうまく適応していくことができるということ、今回のガイドラインは示しているのではないかと思います。

【教育長】 よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月22日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、今月の第4木曜日、2月22日午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

日程以外の発言

【教育長】 その他、この際、何かございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時31分)